○平成二十一年における主要農作物の原種の価格

○国土調査の成果の認証 (二件

告

示

目

次

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (三件) ○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正す

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正

(契

約

課

Ξ

する告示

宮

選挙管理委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

五

同

兀

公

告

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動 〇政治団体の解散届

〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十年分)

○資金管理団体の指定取消しの届出

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十一年分

公安委員会

○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

認証した。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行 城

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○宮城県告示第八百四十三号

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

ページ

調査を行った者の名称

(土地対策課)

(水産業振興課)

路 課

同

都市計画課)

) 道

農産園芸環境課

=

調査を行った時期

平成十八年度から平成二十年度まで

Ξ 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

兀 調査を行った地域

原田、同字内屋敷内、同字内屋敷外、同字姥神山、同字馬喰山、同字御境、同字鍛冶内、同字鍛冶 屋沢、同字河原田、同字垣柴前、同字枯木ケ作、同字枯木ケ作入山、同字北ノ作、同字北ノ作入、 白石市越河字石坊町、同字上ノ在家、同字丑形山、同字丑山、同字丑山下、同字後町、 同字内河

字新田、同字新田入山、同字新道ケ入、同字新町前、同字新町脇、同字諏訪台、同字清左右衛門前、 同字北ノ作山、同字小山、同字沢ノ前山、同字山居入山、同字清水、同字治源寺、同字深山腰、

同字原前、同字平林山、同字舟ケ作、同字舟ケ作入、同字箒沢、同字南ノ作入、同字南舟ケ作山、 同字膳棚山、同字外河原田、同字寺、同字樋口、同字樋口山、同字中妻、同字八幡下、同字八幡台;

市越河五賀字平三郎、同字南台、同字南原、同字荒屋敷、同字内ノ江、同字櫨崎、同字江ノ内、 同字向山、同字柳ノ町、同字山頭、同字山頭前、同字湯ノ倉山、同字エモクロ、同字町屋敷、白石

同

同

字海道下、同字上深町、同字北深町、同字下深町、同字下馬渡戸、同字上屋畑前、同字田向前、

字山鳥岡前 字馬場台、同字馬場前、 同字樋ノ口、同字宮下、同字宮下前上町、同字宮下前下町、同字山田、

平成二十一年九月九日

八 八 七 七 七

認証年月日

○宮城県告示第八百四十四号

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

の実施

示

告

九

麦類

麦類

認証した。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

調査を行った者の名称

仙台市 調査を行った時期

=

Ξ 成果の名称

平成二十年度

仙台市の地籍図及び地籍簿

四

仙台市青葉区芋沢字青野木の一部、同字同者道 調査を行った地域

認証年月日

五

○宮城県告示第八百四十五号

平成二十一年九月九日

主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三条第一項の規定により、配付す

平成二十一年九月十五日

る原種の価格を次のとおり定めた。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大麦 小麦 種 類 原 種 キログラム当たりの 価 二百二十三円 格 二百十七円

○宮城県告示第八百四十六号

した結果、牡鹿加入区について、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査 同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十一年九月十五日

○宮城県告示第八百四十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更したので告示する

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部

土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

道路の種類

宮城県知事

村

井

嘉

浩

路線名 石森永井線

Ξ 道路の区域

同市同町石森字前田四四番一地先まで	登米市中田町石森字前田四六番一地先から	変更の区間
後	前	前変 更 後の
五:00:0	一五・〇・〇	(メートル)敷地の幅員
ー 三 五 五	一三五・五	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第八百四十八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。 その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東部

土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県	種道
	路
道	類の
——— 石 森	路
永井	線
線	名
同市同町石森字前田四四番一地先まで登米市中田町石森字前田四六番一地先から	供用開始の区間
午後一時から 九月二十五日 平成二十一年	供用開始年月日

○宮城県告示第八百四十九号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十一年九月十五日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百五十号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

宮城県知事 村 井 嘉

浩

種類 仙塩広域都市計画地区計画

宮城県庁 (土木部都市計画課)

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

宮城県知事 村 井 嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 仙塩広域都市計画地区計画

名称 成田地区計画

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百五十二号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十一年九月十五日

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県知事

村

井

浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三

号)の一部を次のように改正する

第三条第一項第九号中「ポジティブ・アクション推進事業」を「「女性のチカラは企業の力」普及

推進事業」に改める

第六条第一項第七号を次のように改める 七 ポジティブ・アクション (男性を職場の中心とする慣行及び男女の固定的な役割分担の意識を

下同じ。) の推進の状況 解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいう。以

進事業」に、「表彰を」や「「女性のチカラは企業の力」普及推進事業に基づく知事表彰を」に改める。 **以、「においてポジティブ・アクション推進事業」や「において「女性のチカラは企業の力」普及推** 書の交付又は知事表彰」や「ボジティブ・アクションの推進」に、「入札参加資格」や「参加資格」 同項Gの表以外の部分中「ポジティブ・アクション推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰」を 年建設省令第38号)による建築設備士」に、「建築積算資格者試験」を「建築積算士試験」に改め、 建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。)並びに建築士法施行規則(昭和25 証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者及び1級建築士の免許を受けた者(構造設計1級 格者を定める告示(昭和60年建設省告示第1526号)による建築設備資格者」や「構造設計1級建築土 「 ポジティブ・アクションの推進」に改め、同表中「ポジティブ・アクション推進事業に基づへ確認 様式第二号中 第六条第二項0の表①建築設計の項中「1級建築士の免許を受けた者及び同法に基づく建築設備資

「2 自己資本額

뿌	次期繰越利益(損失)	準備金・積立金	資本金等	
				前事業年度決算
				利益処分(損失)
				빡
				蒱
				妣
_		を		

г 2 自己資本額

分 直前決算時(千円)

|x|

T 11% Z 1	+ 7	ЛІОЦ	八唯口			<i>x</i> -	<u> </u>	Δ.	+1	ıx							(
				_	を							٦					
設備設計1級建築士			か の 街	地質調査			建築設備資格者				その 信	地質調査		₽ijŀ	新株	評価・換	茶出
1級建築士	建		不動産鑑定士				2級建築士	雜設			不動産鑑定士			+	予 約 権	算差額等	資
建築設備士	築		土地家屋調査士	論論			建築積算資格者	+			土地家屋調査士	補貨					
2級建築士	빡		司法書士	ソサル			での同の最近	ト ラ ラ ラ 国 ロ			司法書士	ンサル					
建築積算士			補償業務管理士	タソテ							補償業務管理士	タント		_		ΙĆ	
でいている。	やりませる。		か の 亩								からお						
			構 造 設 計 1級建築士	建築設計							1級建築士	建築設計					
	設備設計 1級建築士 建築設備士 2級建築士 建築積算士 1級建築士	建 築 設 計 1級建築士 建築設備士 2級建築士	建 築 設 計 その他の職員 合 1級建築士 建築設備士 2級建築士 建築積算士	その他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司 法 書 士 補償業務管理士 その他	地質調査   補 償 コンサルタント   その他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士 その他   1級建築士   2級建築士   建築積算士   その他の職員   1級建築士   1級建築士   建築設備士   2級建築士   建築積算士   その他の職員	**	地質調査   補 償 コ ン サ ル タ ン ト   そ の 他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士 そ の 他   1級建築士 1級建築士 1級建築士 2級建築士 建築積算士 その他の職員	建築設備資格者 2級建築士 建築積算資格者   1級建築士   建築積算資格者   2の他の職員   1級建築士   1級建築士   1級建築士   建築設備士   2級建築士   建築積算士   その他の職員   1級建築士   1級建築士   1級建築士   建築積算士   2級建築士   建築積算士   その他の職員   1 を表します。   1 を表しまま	建築設備資格者 2級建築土 建築積算格者 2級建築土 建築積算格者 2級建築土 建築積算格者 2級建築土 土地家屋調査土 司 法 書 土 補償業務管理土 そ の 他 7 級建築土 1級建築土 建築設備土 2級建築土 建築積算土 その他の職員	建築設備資格者 2級建築土 建築積算資格者 2の他の職員 合 計 建築積算格者 2級建築土 建築積算格者 2 以 サ ル タ ン ト そ の 他 不動産鑑定土 土地家屋調査土 司 法 書 土 補償業務管理土 そ の 他 1 級建築土 建築設備土 2 級建築土 建築積算土 そ の 他	建築設備資格者 2級建築土 建築積算資格者 2の他の職員 合 計 建築設備資格者 2級建築土 建築積算資格者 2 の他 不動産鑑定土 土地家屋調査土 司法書土 補償業務管理土 その 他 1 級建築土 1 級建築土 建築設備土 2 級建築土 建築積算土 その他の職員	そ の 他 不動産鑑定土 土地家屋調査土 司 法 書 土 補償業務管理土 そ の 他 建築設備資格者 2級建築土 建築積算資格者 その他の職員 合 計 ・ 地質 調 査	地質調査   神 償 コ ソ サ ル タ ソ ト   そ の 他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士 そ の 他   建築設備資格者   2級建築士   建築積算資格者   2の他の職員 合 計   2級建築士   土地家屋調査士 司法書士   補償業務管理士 そ の 他   7 1 2 2級建築士   土地家屋調査士 司法書士   補償業務管理士 そ の 他   1 2 2級建築士   建築設備士   2級建築士   建築積算士   その他の職員   1 2 2級建築士   2級建築士   2級建築士   2の他の職員   1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「 地質調査 補 償 コ ソ サ ル タ ン ト そ の 他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司 法書 土 補償業務管理士 そ の 他	「地質調査   神 僧 コ ソ サ ル タ ソ ト   そ の 他 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司 法書 土   福爆業務管理士 そ の 他   建築設備資格者 2級建築土 建築積算資格者   2級建築土 土地家屋調査士 司 法書 土   福爆業務管理士 そ の 他   そ の 他   不動産鑑定士 土地家屋調査士 司 法書 土   福爆業務管理士 そ の 他   日級建築土   2級建築土   日級建築土   日級建築土   日級建築土   日本書 土   日本書 土   日本書 土   日本務等を   日本書 土   日本務等を   日本書 土   日本務等を   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	新 株 子 約 権  計  ・ 地質調査  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	評価・換算差額等   1   1

則

附

(施行期日)

の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。 この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第六条第二項Cの表()建築設計の項

- 関する規程 (以下「新規程」という。) 第三条第一項第九号及び第六条第二項Gの表の規定の適用 は「ポジティブ・アクション推進事業」と、新規程第六条第二項Gの表中「「対降のチカラは冷継 については、新規程第三条第一項第九号中「「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」とあるの 確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に この告示の施行の日 (以下「施行日」という。) 前にポジティブ・アクション推進事業に基づく
- 規定の適用については、同項中「健將積算计試驗」とあるのは、「健將積算資格番試驗」とする。 施行日前に建築積算資格者試験に合格した者に係る新規程第六条第二項Cの表⑴建築設計の項の

の力」普及推進事業」とあるのは「ポジティブ・アクション推進事業」とする

○宮城県告示第八百五十三号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成十三年宮城県告示第七百二十七号)

の一部を次のように改正する。

推進事業」に改める。 第三条第一項第九号中「ポジティブ・アクション推進事業」を「「女性のチカラは企業の力」普及

第五条の二第一項第二号ヌを次のように改める。

ヌ ポジティブ・アクション (男性を職場の中心とする慣行及び男女の固定的な役割分担の意識 を解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいう。

進事業」を「「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」に、「 表彰」を「「女性のチカラは企業の力」 普及推進事業に基づく知事表彰」に改める。 第五条の二第二項の表第五条の二第一項第二号ヌに掲げる事項の項中「ポジティブ・アクション推 以下同じ。) の推進の状況

平成二十一年九月十五日

2097 亏

(経過措置) (経過措置)

### 告

公

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年二月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

宮

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

なされなかった者とみなす。の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをの決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の共定による再生手続開始

(5)

- J。 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- 履行した実績を有すること。 平成十六年四月一日以降、当該機器又は同種機器の賃貸借を二年以上の期間にわたり、誠実に

7

6

れにも該当しない者であること。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者のである者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

□員が経営に事実上参加していると認められるとき。

う。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。○者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」といり、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下)

していると認められるとき。 四、入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

五 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき

## 三 入札書の提出場所等

- これの (明1) 『『成長』 音句『『歩き』 まずま 『しま』 記 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒九八〇 八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係 (電話番号〇二二-二二一-七一七一、内線二二三二)

## 2 入札説明書等の交付期限

平成二十一年十月六日 (火)、午後五時まで

報

# 3 一般競争入札参加資格審查

いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にお入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月九日(金)までに必

## 入札書の提出期限

- □ 日時 平成二十一年十月二十三日 (金)、午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ
- 載し、配達証明付書留郵便により⊖の日時までに到達すること。朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記録 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- ♡ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 5 開札の日時及び場所
- ) 日時 平成二十一年十月二十六日 (月)、午前十一時
- □ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三○二会議室

# 入札に参加することができない者

兀

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

1

- 城県規則第七十四号)により免除とする。 2 入札保証金 平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮
- 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
- 者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否 亜
- 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
- 詳細は入札説明書による。

#### 六概要

#### Summary

- 1 Items Services Required: Lease of Miyagi Prefecutural Police network system conected device-1 set
- 2 Duration of Contract: From Feburuary 1, 2010 to March 31, 2015
- 3 Location: Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.
- Bid Deadline: October 23, 2009, 5:00 p.m.
- 5 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext 2232

				• -		.1. 83					城	県		+0								~~ -		_
( 7 ) 宮城県選挙管理委員会	平成二十一年九月十五日		政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、次のとおり政治団	2 │ ○宮選管告示第百三十二号	15 をつくる会 坂字町二六 員 八月十九日日 ゆたかな福祉 佐藤 豊 佐藤 玲子 仙台市泉区市名 佐藤 豊 衆議院議 平成二十一年	火 名 称 氏 名 の 氏 名 の 所 在 地 者 の 氏 名 種 類 届出年月日曜 政治団体の 代表者の 会計責任者 主たる事務所 公職の候補 公職の		をつくる会 字町二六 字町二六 八月十九日ゆたかな福祉 佐藤 豊 佐藤 玲子 仙台市泉区市名坂 衆議院議員 平成二十一年	宮 名 称 氏 名 氏 名 所 在 地 公職の種類 届出年月日 政治団体の 代表者の 会計責任者の 主たる事務所の 公職の種類		79.   原二〇 - 四		佐藤皓一後援会 佐藤 皓一 佐藤 皓一 宮城郡松島町磯崎字蟹松一○ 平成二十一年	会    一- 一二   一- 一二   八月四日   七   宮城県現代政治研究 深沢   太   佐藤 利美   仙台市若林区中倉三 - 一 - 平成二十一年	政治団体の名称 氏名 氏 名 主たる事務所の所在地 届出年月日	(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体	(その他の政治団体)	委員長 佐 藤 健 一	宮城県選挙管理委員会	平成二十一年九月十五日	体の届出があった。	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により、次のとおり政治団	○宮選管告示第百三十一号	選挙管理委員会

	(政党の支部)								
	政治団体の名称	代表者氏名	氏名	異動事項		新		旧	異動届出年月日
政治団	支部参議院選挙区第一自由民主党宮城県	愛 知	治 郎	会計責任者	遠 藤	隼 人	庄司	賢美	平成二十一年八月十日
	(その他の政治団体)	体)							
	政治団体の名称	代表者氏名	民名	異動事項		新		旧	異動届出年月日
_	盟石巻かほく支部宮城県商工政治連	澤 村	文 雄	会計責任者	佐 藤	宗雄	阿 部	護	平成二十一年
	会にある。	長 池	博 子	所主 の所る 主 地 地	- 日仙四の台	- 四 日の出町二 - 五 仙台市宮城野区	央仙 一台	央一 - 一〇 - 一仙台市青葉区中	平成二十一年
(十 年 月一 月 9年 日 日	活力仙台	菅 原	裕典	同	- 日仙四の台	- 四 日の出町二 - 五 仙台市宮城野区	央仙 一台 - 市	央一 - 一〇 - 一	平成二十一年
ョナ / トー 月 当年 [2 日 日	盟栗原南部支部宮城県商工政治連	渡邉	_ 正	代 表 者	渡 邉	正	及 原	敦	平成二十一年
ョナ / トー - 人年 [2 ヨ - F	同	同		会計責任者	及 原	敦	尾形	充 弘	平成二十一年
_十 月 十一 - 一年 <i>月</i> 日 日	盟仙台支部日本弁護士政治連	犬 飼	健 郎	代 表 者	犬 飼	健郎	鈴 木	宏一	平成二十一年
= - E	同	同		会計責任者	山 谷	澄 雄	眞田	目行	平成二十一年
月日	盟東松島支部宮城県商工政治連	千葉	三男	代 表 者	千 葉	三 男	大山	三 智	平成二十一年
月十 十一 九年 日	同	同		会計責任者	橋 本	孝一	櫻 井	武寛	平成二十一年
	同	同		所 の 所 在 事 務	栄東 町松	栄町九 東松島市矢本字	字東 冠松	字冠木一一 - 一東松島市上下堤	平成二十一年
F 年 - 月 <b>▼</b> 日	政治結社赤心義塾	鈴 木	延 也	会計責任者	今 野	智彦	小野寺淳一	·淳 一	平成二十一年
月- 十- 九 <sup>年</sup> 日	同	同		所主 の所る 在事務	二後多一賀	二後一〇三 - 八 - 名賀城市新田字	一名 四取 - 市	一四 · 一四 · 一四 ·	平成二十一年
り政治団	○宮選管告示第百三十三号	干員	7						
	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	昭和	十三年	+法律第百九士	- 四号)	第十七条第	アー項の	規定により	、次のとおり政治
	団体が解散した旨届出があった。	出があ	の た。						

委員長

佐

藤

健

平成二十一年九月十五日

第2091号	平成2	1年 9	月1	5日	り	く曜	日	宮	ı	城		県		公		報											(8)
<ul><li>(ア) 人件費</li><li>(イ) 光熱水費</li><li>(ウ) 備品・消耗品費</li></ul>	一	□ >	ア その他の収入	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21:	政治団体の名称 宮サ	(その他の政治団体)				平成二十一年九月十五日	り公表する。	成二十年分収支報告書の提出があったので、	政治資金規正法 (昭紀)	○宮選管告示第百三十四号	健康福祉仙台	宮城一政会	政治団体の名称	(その他の政治団体)		
托田費			>		羒					額	平成21年2月23日	宫城一政会	Ŭ.	政治団			十五日		の提出があったので、	和二十三年法律第百·	四号	浅野 公道	渡辺 聰明	代表者の氏名	Ŭ.		
														政治団体の収支報告書の要旨	委員長	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、		平成二十一年八月二十一日	平成二十一年八月五日	解散年月日		委員長	宮城県選挙管理委員会
								4,.	4,						佐藤	理委員会							平成二十一年八月六日	解散届出年月日		佐藤	理委員会
800,520 円 104,848 円 243,180 円		6,861 円	6,861 円			,385,864 円	6,861 田	4,338,245 円	4,345,106 円						健				その要旨を次のとお	政治団体から平		平成二十一年八月二十一日	年八月六日	年月日		健	
(2) 支出総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳	7 4	ᅜ	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年8月6日	政治団体の名称(宮城一政会	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総管質	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年8月21日	政治団体の名称(健康福祉仙台	(その他の政治団体)	政			平成二十一年九月十五日	おり公表する。	成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	〇宮選管告示第百三十五号	빡	a 機関紙誌の発行事業費	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	(ア) 組織活動費	イ 政治活動費	(工) 事務所費
														政治団体の収支報告書の要旨	委	宮城県選挙			たので、同法第二十条第	第百九十四号)第十七名				事業費			
														即	委員長 佐藤	宮城県選挙管理委員会			弟一項の規定により、	条第一項の規定により							
2,961,281 円						 回 団	。 田	о Ш	 回 田						健				その要旨を次のと	り、政治団体から平		1,385,864 円	70,430 円	70,430 円	27,000 円	97,430 円	139,886 円

③)提出書類	同月21日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月22日から同月28日までの土・日
なお、郵送による提出は受け付けない。	平成21年10月20日(火)から同月29日(木)までの土・日曜日を除く8日間(10月20日及び
宮城県内の各警察署生活安全課	② 実施期日
② 申込書の提出先	法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。	(1) 警備業務の区分
(毎日午前9時から午後5時まで)	1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日
平成21年9月29日(火)から同年10月13日(火)まで(土・日曜日・祝日を除く。) の10日	宮城県公安委員会委員長 中村 孝也
(1) 申込み受付期間	平成21年9月15日
5 受講手続	教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。
警備業務に従事しているもの	警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導
級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上	〇宮城県公安委員会告示第155号
業務に係るものに限る。以下「III級校准」でいつ。)に言信した有 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「II	公安委員会
員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警	スコーレフォーラム 佐藤 仁一 平成二十一年八月三日 平成二十一年八月三日
⑷) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安	資金管理団体の名称 代表者の氏名 指定取消年月日 指定取消届出年月日
継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの	(その他の政治団体)
いう。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた行	委員長 佐 藤 健 一
③) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」	宮城県選挙管理委員会
に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者	平成二十一年九月十五日
う。) 第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という	管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
②)警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」と	政治資金規正法 ( 昭和二十三年法律第百九十四号 ) 第十九条第三項の規定により、次のとおり資金
(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	○宮選管告示第百三十六号
受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者	合 計
4 受講対象者	(二) 事務所費 137,853 円
40人	(ウ) 備品・消耗品費 37,924 円
3 受講定員	(4) 光熱水費 68,184 円
社団法人宮城県警備業協会	(7) 人件費 2,717,320 円
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号	ア 経常経費 2,961,281 円
2 実施場所	② 支出の内訳
分までとし、午後1時から修了考査を実施する。)	合 計
曜日を除く5日間は千則9時30分から千後3時50分まで、29日は千則9時30分から千後0時	)

- 年以上である者
- ものに限る。以下「1級検定」という。) 員会規則第20号。以下「検定規則」とい
- -係るものに限る。以下「2級検定」と て、当該合格証明書の交付を受けた後、
- 合格した者 2項に規定する1級の検定(1号警備 ミ定に関する規則 (昭和61年国家公安委
- 『に合格した後、継続して1年以上1号 ≧備業務に係るものに限る。以下「旧2

受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面

前記 4 - (1)に該当する者

 $\Xi$ 備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警

前記 4 - ②に該当する者 1級検定の合格証明書の写し

前記 4 - ③に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務

4

に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

前記 4 - (5)に該当する者

H

前記 4 - (4)に該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

代理人が提出する場合は本人からの委任状

受講手数料

円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、47,000

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022 - 221 - 7171 内線

3184)